資料２

平成 26 年度の検討内容

平成 26 年度のニホンジカ保護管理検討会では以下の 2 点について検討を進めていく。

- 来年度の改訂に向けた特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ）の改訂素案の作成
- 保護管理レポートの作成

１．ガイドラインの改訂について

（１）以下の点に留意したガイドライン改訂素案を作成する。

- これから起こりうる状況の変化を鑑み、生息数減少過渡期・生息密度低減過渡期（※以下「減少過渡期」とする）までを想定した内容とする。
- ニホンジカが生息するほぼ全ての地域で計画が策定されていることから、特定計画の適切な”運用”に焦点をあてた内容とする。
- 中長期的な観点で必要となる項目については、現行のガイドラインの記述を中心に見直す。

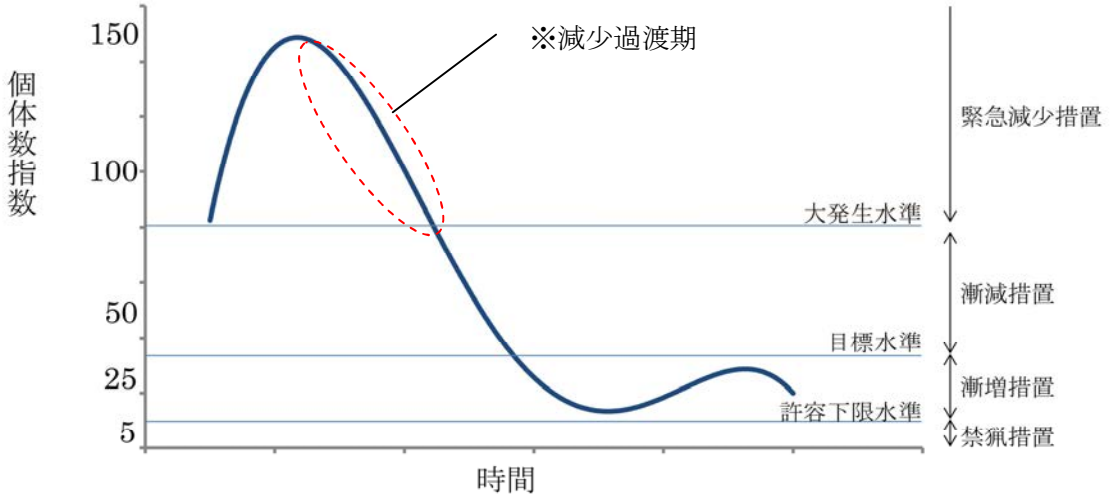

図　減少過渡期（※）のイメージ

（２）改訂ガイドラインの焦点

以下の点を加筆、強調して改訂を行う。

１）順応的管理に基づく適正な生息状況の把握と捕獲目標の設定

①順応的管理の理解の推進【記載の充実】

これまでも順応的管理について、ガイドライン等で考え方などを示してきたところであ

るが、ニホンジカの保護管理を行っていく上で順応的管理が重要であることを改めて強調する必要がある。

②都府県別推定生息数の活用方法【新規記載】

環境省・農林水産省が共同で当面の全国レベルの目標として提示した、生息数を 10 年後（平成 35 年度）までに半減する目標に関連して、環境省が平成 26 年度に実施する都府県別生息数の推定結果等を踏まえて、都道府県が今後独自に生息数を推定していく必要がある。

- 都府県別推定生息数の意義（県全体の生息数を推定することの意義と限界）
- 捕獲目標の設定方法（個体数調整の実施にあたっては、管理区分別の捕獲目標頭数を都道府県が設定していく必要性など）
- 捕獲目標を達成できなかった場合の対応

③階層ベイズ法の理解の推進【新規記載】

上記、都府県別個体数推定で用いられる階層ベイズ法は、今後、継続的に利用されていくとともに、地域個体群や管理ユニット等細分化された地域でも適用されていくことが予想される。行政担当官が管理者として階層ベイズ法を活用していく際、必要となる情報や手法の特性についての理解を深める必要がある。

- 階層ベイズ法の利用の仕方・・・階層ベイズ法に必要なデータの種類、データの特性
- 階層ベイズ法の限界・・・得られる結果の特性
- 専門家の関与（解析、解釈）・・・解析には専門家が不可欠。解釈も階層ベイズ法を理解する者が行わないと誤った解釈となる

２）捕獲数をさらに増やすためのシステム作り

個体数・生息密度の減少・低下に必要な目標捕獲数が明らかになった後、それを実現するための仕組み（捕獲体制）を整備する必要がある。法改正に関連した仕組みを活用するとともに、現在の捕獲状況の分析から捕獲数を増加させる工夫を図る必要がある。

①捕獲数を増やす手段【記載の充実】

狩猟免許所持者など捕獲技術をもつ担い手は減少し続ける中、どのような手段で捕獲数を増加させるか考え方を示す。

- 短期的な手段

手段 a：人員の稼働率を上げる

手段 b：捕獲効率を上げる

- 長期的な手段

手段：新規担い手の育成

②現状の捕獲状況分析の必要性【記載の充実】

これまで捕獲数を増加させることを目的とした捕獲状況に関する分析はあまり行われてこなかった。最低限必要な情報収集と、捕獲報告や出猟カレンダーなど既存の情報等も活用し、捕獲の効率性や捕獲努力量の向上を図る必要がある。

● 分析項目例

・ 捕獲者の種類・・・自衛、狩猟、管理捕獲（兼業)、管理捕獲（専業）
・ 猟法・・・銃（巻き狩り、忍び等)、くくりわな、箱わな
・ 実施状況・・・時期、地域、捕獲効率
・ 課題・・・止め刺し、搬出・埋設、費用・報酬、等

● アウトプット例

・ 不足する技術について、技術指導を行ったり、技術者の派遣体制を整えることにより、捕獲効率の向上を目指す。
・ 捕獲個体の処理方法を捕獲対象地域の条件に応じて選択し、可能な限り捕獲後の労力負担を軽減する（埋設穴を整備、放置の特例の活用など)。
・ 報酬を充実することにより、兼業的な管理捕獲従事者の捕獲稼働時間を延ばす。
・ 犬の使用が難しく、視認性が低くなる夏期に、わなを用いた捕獲を推進して効率性を上げる。

③法改正をふまえた記述（新規記載）

法改正に関連した新しい制度等はニホンジカの捕獲推進に直結するものが多い。ニホンジカを対象とした場合の以下の考え方、具体的イメージ等を示す。

・ 都道府県等による捕獲の強化の必要性
・ 第 2 種特定鳥獣管理計画
・ 指定管理鳥獣捕獲等事業（場所・手法等の選定など）
・ 認定事業者制度（契約や役割分担など）
・ 特例（夜間捕獲、捕獲個体の放置など）

３）特定計画（指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画含む）と被害防止計画との具体的整合【記載の充実】

これまで、特定計画と被害防止計画は整合を図ることとされてきた。今後、都道府県が主体となって行う捕獲が推進されることから、さらに関係各機関において連携しうまく役割分担することで捕獲を促進することが重要である。両計画の整合をとる必要がある項目や整合方法及び連携や役割分担等について具体的に示す。

・ 目標捕獲頭数

・　捕獲場所
・　捕獲時期
・　各項目の整合の具体的方法
・　捕獲従事者の棲み分け

４）生息動向を把握するためのモニタリングと評価方法【記載の充実】

順応的管理を行っていく上で、生息数・生息密度の動向を正しく把握することが重要である。動向把握のためのモニタリングとその評価方法について要点と具体的事例を示す。

・　モニタリングの面的、時間的くり返しの重要性
・　動向把握には、複数の指標で傾向の一貫性を確認することが重要

５）生息数の低減以外で、緊急性・重要性が高い事項【記載の充実】

長期にわたる取り組みをしなければ成果が得られない事項について、優先順位や事例、意義を示す。

・　生態系影響や農林業被害の現状把握
・　将来の捕獲の担い手育成

６）捕獲個体の利活用【新規記載】

各地で捕獲個体の食肉等への利活用の試みが行われている。多くの場合、安定供給の難しさ、販売ルートの未整備などにより、行政の資金的補助の上で運用されていることが多い。一方で、利活用されることが捕獲者の心理的な捕獲の促進につながっている。計画を進めていく上での利活用の位置づけを整理して示す。

２．平成２６年度の情報収集と保護管理レポート

（１）平成２６年度保護及び管理レポートの内容について

平成 26 年度の保護管理レポートは、以下の内容とする。

- 法改正の制度変更に伴う方向性
- 捕獲数増加に向けた捕獲の担い手、機関（部局）等の役割分担の考え方と事例

（２）情報収集

鳥獣法の改正では、捕獲数の大幅な増加を図るために捕獲の事業化等の仕組み作りが盛り込まれているところ。また、環境省・農林水産省がとりまとめた抜本的な鳥獣管理対策では、10 年後までに生息数を半減させる目標を掲げている。これらのことから、捕獲に関する実施体制の抜本的な整備が緊急的な課題となっている。

そこで、捕獲体制の整備について、昨年度に引き続き情報収集を行う。

具体的には以下の視点から課題の整理・検討を行う。

・　「自衛等を目的とした新規の担い手」、「地域に密着した捕獲の担い手」、「特別な地域・条件下での捕獲の担い手」の 3 つの担い手の確保
・　「狩猟」、「特措法の捕獲実施隊の取り組み（有害鳥獣捕獲）」、「県主体で実施される個体数調整」の棲み分け
・　各担い手を機能的に活用していくためのコーディネート
・　捕獲を進めていく上での国、県、市町村等の役割分担

高い捕獲目標を設定し実現している自治体を対象に、電話による聞き取り又はアンケートを実施し捕獲実施体制に関する情報を収集し、特に注目される自治体についてヒアリングを行い、事例を整理する。また、捕獲体制に知見をもつ専門家に合理的な実施体制についてのヒアリングを行い、考え方について整理する。

表　ニホンジカ保護管理検討会等の今後のスケジュール（予定）

	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
ニホンジカ保護管理検討会	1 回目検討会	個別内容の検討			2 回目検討会		保護及び管理に関するレポートの配付			
法律（国）										改正法施行
基本指針（国）	検討（審議会等）	パブコメ	農水協議	基本指針の公布						
政令（国）	検討		施行令の公布							
省令（国）	検討（関係者からの意見聴取等）	パブコメ		施行規則の公布						
第 2 種特定計画（都道府県）			検討（関係者からの意見聴取等）				パブコメ	協議等		計画の策定

※特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）の改訂は H27 秋頃予定。